

令和4年度浅口市競争入札参加資格審査申請書受付要領

【 建設工事 】

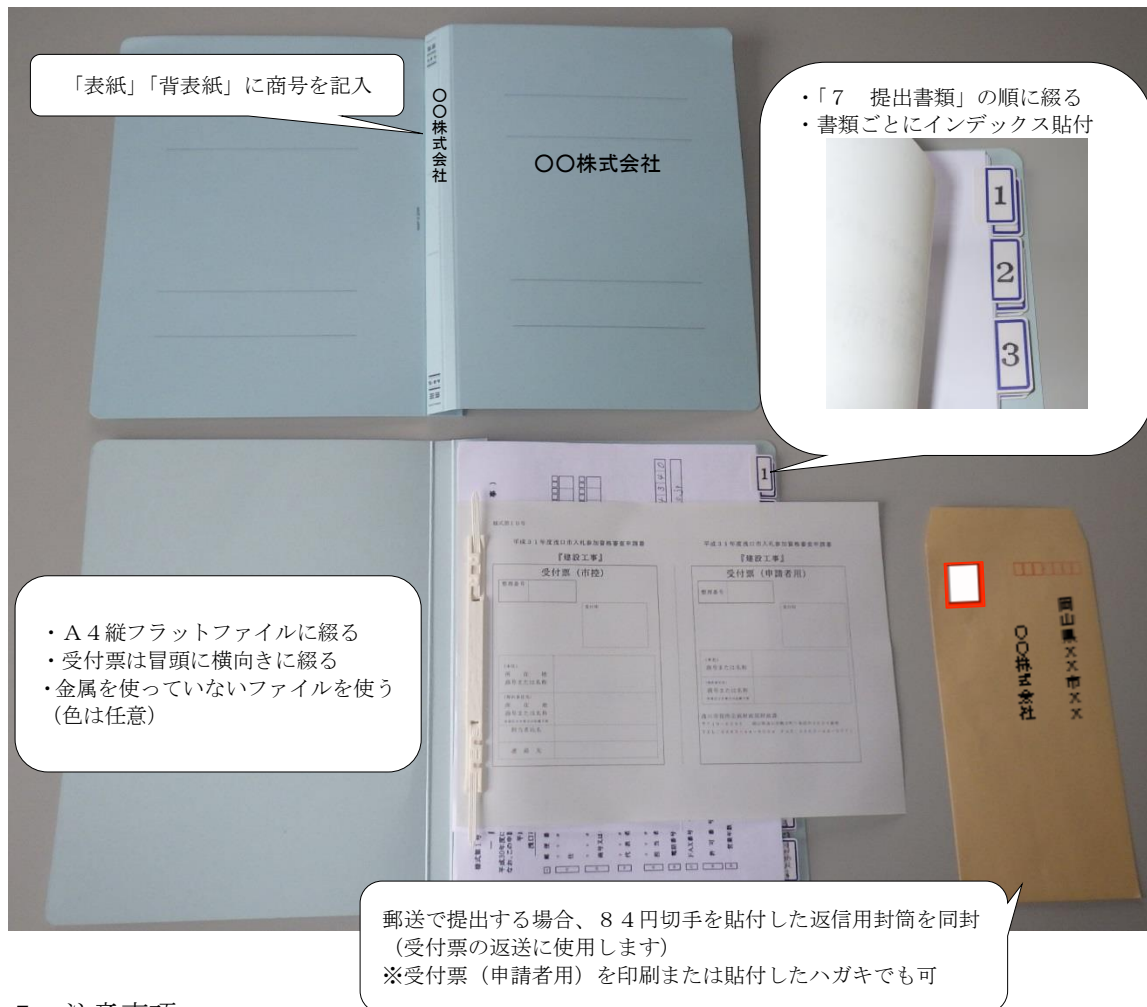
新型コロナウイルス感染症対策のため、提出方法について原則郵送（期限内必着）での受付とします。（ただし市内業者については持参でも可）

- 1 受付期間 令和4年2月1日（火）から令和4年3月31日（木）まで
及び時間 （土曜日・日曜日及び祝日は除く）
午前9時～午後4時30分（正午～午後1時除く）
- 2 受付場所 浅口市役所企画財政部財政課（本庁舎2階）
〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地
電話 0865-44-9004 FAX 0865-44-5771
- 3 入札参加資格有効期間 令和4年6月1日から1年間
- 4 提出方法 新型コロナウイルス感染症対策のため、原則郵送 **※期限内必着のこと**
（ただし市内業者については持参でも可）
郵送の場合は、配達記録郵便等、配達を確認できる方法で送付してください。また、後日記載内容確認後受付票を送付しますので、84円切手を貼付した返信用封筒（受付票（申請者用）を印刷または貼付したハガキでも可）を返送先を明記のうえ必ず同封してください。

必要書類は「7 提出書類」を参照。提出にあたっては次ページ図の事項を守ってください。

書類の不備・記載漏れ等の場合、**貴社着払いで返送いたします**のでご了解ください。

提出前に不備がないか、最終確認をしてください（最終頁にチェックリストがあります）。



5 注意事項

(1) 次の各号に該当する方は、競争入札参加資格申請の受付ができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- ② 賦課されているすべての税（国税・県税・市税）を完納していない者
（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による特例猶予を受けているものを除く。）
- ③ 申請された申請書及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められない者
- ④ 引き続き 2 年以上申請する業種の営業を行っていない者
- ⑤ 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）未加入業者である者（建設工事のみ。加入義務がない業者を除く）。

※ 総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の項目のすべてが、「有」または「除外」であることが条件です。いずれかが「無」の場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。

- (2) 浅口市土地開発公社、浅口市水道課、浅口市下水道課への指名願いは、浅口市財政課へ提出されたもので兼用します。
- (3) 申請にあたっては建設工事、測量・建設コンサルタント関係、物品・役務関係の 3 部門で受付をしているので、申請が複数部門になる場合はそれぞれの部門ごとで申請す

ること。

※ 樹木剪定、水道水漏水調査業務、システム開発、ソフトウェア開発、データベース構築などは物品・役務関係で申請すること。

※ 建設業法の一部を改正する法律が、平成 28 年 6 月に施行され、「解体工事業」が新たな業種区分として追加されました。解体工事業の許可を取得していない者でも、建設業法の経過措置に該当する場合は、解体工事を施工することが可能でしたが、経過措置が平成 31 年 5 月をもって終了しているため、浅口市が発注する解体工事の入札に参加するためには、資格審査申請時において解体工事業の許可及び経営事項審査を受けていることが必要となります。

(4) 官公庁発行の証明書類等については、特段の指定がない場合において、資格審査申請書提出日の直前 3 ヶ月以内のものを添付すること。

6 電子入札について

浅口市では、「建設工事」および「測量・建設コンサルタント等」の一般および指名競争入札について電子入札を行っています。

電子入札の利用にあたっては、パソコンや IC カード等を準備し、利用者登録を行う必要があります。

詳しくは、下記ポータルサイトをご確認ください。

岡山県電子入札共同利用システムポータルサイト <http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>

7 提出書類

①～⑩の順にインデックスを貼付してフラットファイルに綴ってください。

申請者は、本社の代表者とし、実印を押印してください。

・ 受付票

・ 様式第 10 号

・ 受付票は、①一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請書（建設工事）の前に、本紙のみ横方向（インデックス不要）でファイルに綴じてください。

・ 受付票（申請者用）は、受付後に切り離しお返しします。

※ 郵送の方は、後日記載内容確認後受付票を送付しますので、84円切手を貼付した返信用封筒(受付表(申請者用)を印刷または貼付したハガキでも可)を返送先を明記のうえ必ず同封してください。

① **一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請書（建設工事）**

・ 様式第 1 号

② **国土交通大臣又は都道府県知事が通知した経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写**

・ A 4 判で提出（最新のもの）

・ 「業態調書」があれば提出してください。

③ **建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し**

- ・最新のもの。
- ・通知書の内容に変更があったときは、変更届の控え（写し）を添付してください。
- ・許可更新中の場合は更新中であることを証明できる書類を添付してください（受付印を押した申請書の写し等）。更新後、正式な証明書等を添付してください。

④ **履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写しでも可）**

【法人の場合】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本 現在事項全部証明書は不可）

【個人の場合】身分証明書（免許証等ではなく、本籍地の市町村が発行するもの）

⑤ **営業の沿革**

- ・様式第2号又は独自様式

⑥ **工事経歴書**

- ・経営事項審査申請時に使用したのも可とします。

⑦ **財務諸表**

- ・個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書

⑧ **営業所一覧表**

- ・様式第3号又は独自様式
- ・各営業所の許可業種を明記してください。

⑨ **直前2年の各事業年度における工事施工金額**

- ・様式第4号又は独自様式

⑩ **技術職員名簿**（経審に添付した書類）

- ・常時雇用関係がある者のみ

※ 提出日までに雇用、退職等異動のある場合は、異動事項を朱線により表示するとともに、異動の事由と異動の年月日を当該職員の記載欄の欄外末尾に朱書きしてください。

⑪ **営業所専任技術者報告書**

- ・様式第5号又は独自様式
- ・市内の本店、支店等を契約の相手方とする方のみ

※ 建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する専任の技術者となっている技術職員について記載してください。

（つづく）

⑫ 納税証明書 (写しでも可)

・契約権限のある事務所の所在等に応じて、下表のとおり提出してください。

	事 例	添付すべき納税証明書	備 考
個人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (所得税、消費税および地方消費税) 県税 (個人事業税、自動車税等) 市税 (市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等)	国税…税務署で税務署様式その3の2(申告所得税と消費税および地方消費税に未納額のないこと)の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書(その1)に加えて、納税の猶予許可通知書の写しを添付すること。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (所得税、消費税および地方消費税) 県税 (個人事業税、自動車税等)	
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税 (所得税、消費税および地方消費税)	県税…県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。 市税…市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。
法人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (法人税、消費税および地方消費税) 県税 (法人事業税、自動車税等) 市税 (法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)	国税…税務署で税務署様式その3の3(法人税と消費税および地方消費税に未納額のないことの証明)を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書(その1)に加えて、納税の猶予許可通知書の写しを添付すること。
	市内に本店を有する者(市内業者)	上記に加え、 代表者の市町村税完納証明書	
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税 (法人税、消費税および地方消費税) 県税 (法人事業税、自動車税等)	県税…県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。
個人	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税 (法人税、消費税および地方消費税)	市税…市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けている場合は、納税証明書に加えて、徴収猶予許可通知書の写しを添付すること。

※ 国税の納税証明書につきましては手数料が安価なオンライン請求が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp> (イータックス)

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm> (国税庁)

- ⑬ **営業用機械器具調書**
 - ・様式第 6 号又は独自様式
 - 【リースで対応する場合はその旨を所有数量欄に記載してください】
- ⑭ **舗装業者表（舗装業者のみ）**
 - ・様式第 7 号又は独自様式
- ⑮ **主要取引金融機関名**
 - ・様式第 8 号又は独自様式
- ⑯ **使用印鑑届**
 - ・様式第 9 号又は独自様式
- ⑰ **印鑑証明書（写しでも可）**
- ⑱ **建設業退職金共済加入証明書、中小企業退職年金共済加入証明書又は商工会議所（商工会）特定退職金共済加入証明書（写しでも可）**
 - ・当該証明書は、写しでも支障ないものとします。
 - ・未加入の場合は理由書を添付してください。
- ⑲ **委任状**
 - ・共通様式第 1 号
 - ・契約締結権等を本社以外に委任する場合のみ提出してください。
- ⑳ **浅口市暴力団排除条例に係る誓約書**
 - ・共通様式第 2 号

以上

提出物チェックリスト（建設工事）

- 全般 … □ フラットファイル（表紙・背表紙に商号記載）
- 下記①～⑳の書類ごとにインデックスが貼られているか
 - 受付票を1枚目に横向きに綴っているか
 - （郵送で提出する場合）返信用封筒又は受付票を貼付等したハガキを同封しているか。

Check	書類名	備考
	① 申請書	押印 1箇所
	② 経審結果通知書	
	③ 許可通知書等	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
	④ 履歴事項全部証明書（法人） 身分証明書（個人）	法人の場合、 <u>現在事項全部証明書は不可</u> 。 写しでも可。提出日から3ヶ月以内のもの。
	⑤ 営業の沿革	様式第2号又は独自様式
	⑥ 工事経歴書	経営事項審査申請時に使用したものも可
	⑦ 財務諸表（法人）	個人の場合、貸借対照表・損益計算書
	⑧ 営業所一覧表	様式第3号又は独自様式
	⑨ 工事施工金額	様式第4号又は独自様式。直近2年度分
	⑩ 技術職員名簿	経営事項審査申請時のもの。異動があれば朱書き
	⑪ 営業所専任技術者報告書	市内の本店・支店を契約相手先とする場合のみ提出
	⑫ 納税証明書	写しでも可。提出日から3ヶ月以内のもの。 契約権限のある事務所の所在に応じて下記提出。 ※詳細は5ページを参照 市内本店…国税・県税・市税・代表者完納証明 市内支店…国税・県税・市税 県内……………国税・県税（県徴収金） 県外……………国税（申告所得税・消費税）
	⑬ 営業用機械器具	様式第6号又は独自様式
	⑭ 舗装業者表	舗装業者のみ提出。様式第7号又は独自様式。
	⑮ 取引金融機関名	様式第8号又は独自様式
	⑯ 使用印鑑届	押印 2箇所
	⑰ 印鑑証明書	写しでも可。提出日から3ヶ月以内のもの。
	⑱ 退職金共済加入証明書等	写しでも可。
	⑲ 委任状	支店等を市の契約相手方にする場合に提出。 押印 2箇所
	⑳ 浅口市暴力団排除条例に係る誓約書	押印 1箇所